

STLOWS

「社長コラム」

“時間の有効活用”

～ 限りある時間の仕掛けの意識 ～

2014.5
Vol.84

木村経営ブレインの経営参謀誌

「遊魚動緑」

日本看護協会と対談

『どう違う！？』

所得拡大税制・雇用促進税制』

STLOWSの法則

科学的思考

= *Scientific*

全社的思考

= *Total*

長期的思考

= *Long Range*

創造的思考

= *Original, Orthodox*

バランス的思考

= *Well-balanced*

体系的思考

= *Systematic*

「領収書」等に係る印紙税の
非課税枠拡大!!

おススメ!!

ビジネス書紹介

NEW FACE 編集後記

株式 成功への提案
会社 木村経営ブレイン

木村光雄税理士事務所

〒920-0027 石川県金沢市駅西新町3丁目4番33号

【TEL】076-260-1666 【HP】 <http://www.kkb-jp.com/>



代表取締役社長・税理士
認定登録 医業経営コンサルタント

木村 岳二

“時間の有効活用” ～限りある時間への仕掛けの意識～

“時間の相続は出来ない”

“時間は貯蓄出来ない”

“時間は幸運で増えない”



～はじめに～

2011年に自創経営を導入して以来、チャレンジシート(年間目標)を念頭に、ランクアップノート(月間目標と週間目標に対する日常の落とし込み)を毎日書いています。そのノートも4冊目に突入し、書きながら、時間の投資と会社の業績伸長に幾ばくかの関係性があることに気づきました。

～時間天引きのすすめ～

会社の資源でスタッフ全員が持っているものといえば、**時間**です。会社は、時間を投資してお金に換える活動をしています。黒字企業は、**時間投資と回収活動**がうまくいっています。自分自身の手許のお金を増やすとき、給料の天引きが効果的です。給料を使う前に、お金を差し引いておく。時間も同様です。「この時間に何を**する**」と決めてしまいます。いわば、時間の天引きです。

時間の天引きを決めるのは、**朝一番**の時間です。この時間に年間目標、月間目標、週間目標から逆算して、この日のこの時間に何を**する**か**優先順位**を決めておくのです。当事務所の時間の天引きは、前述したランクアップノートで行っております。

したがって、いつも朝礼ギリギリに出勤して、とりあえず眼前の机に向かって仕事をするのは、時間の浪費そのものです。自宅で、出勤前に時間の天引きをしているという方は違いますが。。。

～むすび～

どんな良い戦略や方針であっても、**時間効率なしに業績伸長はできません**。中小企業の黒字化の鍵は、**時間効率(スピード)**と考えます。同じ仕事を前よりも早くするにはどうすれば良いかなど、スピードにお金をかけることを投資と呼びます。当事務所は、特徴あるノートに投資致しました。限りある時間を有効活用して、皆様の事業が益々繁栄することを心よりご祈念申し上げます。

～社長ブログ「宝在心」、当社のホームページに掲載してありますので、是非ご覧ください。～

遊魚動緑

(公社)日本看護協会と対談



取締役会長・税理士
認定登録 医業経営コンサルタント

木村 光雄

3月4日に日本看護協会ビル(東京都渋谷区神宮前)で公益社団法人日本看護協会と公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が対談。

日本看護協会からは、坂本すが会長、菊池令子副会長、松島みどり常任理事が、日本医業経営コンサルタント協会からは、私の他に向江副会長、伊藤理事、田中企画広報部長が出席した。

テーマは「WLB(ワーク・ライフ・バランス)における日本看護協会と日本医業経営コンサルタント協会の協働」。2012年3月28日以来、二年振りの対談となる。

この度の対談の目的は...

- 1、6月19日の日本医業経営コンサルタント協会の定時総会で役員改選するが、このたび外部理事8名を1名増員し、日本看護協会から理事に就任していただく件。
- 2、日本看護協会のWLB地域推進連絡協議会に、オブザーバーとして日本医業経営コンサルタントが参加している件。
- 3、訪問看護ステーションのアンケート結果の経営改善打ち合わせに、日本医業経営コンサルタント協会が参画している件。
- 4、新しくスタートする「都道府県・医療勤務環境改善支援センター」事業において、日本看護協会と社会保険労務士会および日本医業経営コンサルタント協会が協働する件。

以上の議題について対談し、互いに協働していくことを確認した。

看護業界の現状と課題は...

- 我が国の就業看護職員数は、1960年には24万人だったが、50年後の2011年には150万人と6倍となっている。他に免許を持つ潜在者は70万人もあり、合わせて210万人。2025年には205万人必要となるが、現状投影では180万人と25万人が不足となり、毎年3.5万人の増員が必要だという。(医師...2025年には現状投影で35万人とほぼ充足する)
- 働く女性の17人に1人が看護職である。(2011年)
- 離職の理由は、長時間勤務・夜勤と結婚・出産・育児である。背景には職場の労働条件の厳しさがある。日本医療労働組合連合会の調査では、看護職員の7割が慢性疲労だという。
- 日本看護協会の取り組み
 - 1、多様な勤務形態、短時間正職員制度の推進。
 - 2、看護職に選ばれる職場、看護職が辞めない職場づくりへの支援
 - 3、労働条件の「見える化」をめざし、「看護職のワーク・ライフ・バランス推進ワークショップ」と「夜勤・交代制勤務に関するガイドラインの策定」をすすめる。
- DINQL...2014年度にスタートする労働と看護の質向上のためのデータベース事業。
- 2月12日の閣議で、持続可能な社会保障制度を確立するための「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の国会提出が決定した。今後も相互に協調してゆくことを確認して散会した。

短信...「遊魚動緑」平成26年3月15日掲載

~ 5の付く日に更新、当社のホームページに掲載している短信「遊魚動緑」をご覧ください。~

所得拡大税制？雇用促進税制？いったいどう違うの！？

所得拡大税制とは？

給与等支給額を増加させた場合、その支給増加額について、10%の税額控除を認める制度

雇用促進税制とは？

事業年度中に雇用者数を5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加させるなど、一定の要件を満たした事業主に対する税制優遇制度



経営監査
 係長 上梨 雅之

違いは何なのか？～ 適用要件に注目!! ～

昨年打ち出された所得拡大税制が、いよいよ適用される決算時期を迎え、3月決算法人など、早いところでは既に税額控除を受けているのではないのでしょうか。また、所得拡大税制よりも2年早く開始された、雇用促進税制についてもその適用を受けた法人様もいらっしゃるかと思います。この二つの税額控除は、似ていますが別の税額控除となっており、それぞれ適用の要件が大きく違いますので、その内容を下記の表にて比較して頂けたらと思います。

	所得拡大税制	雇用促進税制
目的	従業員個人の年収の増加	雇用者数の増加
適用年度	平成30年3月31日までに開始する事業年度	平成28年3月31日までに開始する事業年度
適用要件	<p>給与等支給額が基準年度の給与支給額と比較して一定割合以上増加していること 給与支給額が前事業年度の給与支給額を下回らないこと 平均給与支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えていること</p> <p>基準年度とは、平成25年4月1日以後に開始する事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。</p> <p>一定割合は平成26年3月31日までに終了する事業年度は5%、以降平成27年4月1日より前に開始する事業年度は2%、同日から平成28年3月31日までに終了する事業年度は3%、平成28年4月1日以降に開始する事業年度は5%と、適用年度によって変化。</p>	<p>前期及び当期に事業主都合による離職をした雇用者及び高齢雇用者がいないこと 基準雇用者数が5人以上(中小企業者等については2人以上)であること 基準雇用者割合が10%以上であること 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること 「雇用促進計画」を適用年度2ヵ月以内に作成し、ハローワークに提出すること</p> <p>基準雇用者数 = 当期末の雇用者の数 - 適用年度開始の日の前日の雇用者の数 基準雇用者割合 = 基準雇用者数 ÷ 適用年度開始の日の前日の雇用者の数 比較給与等支給額 = 前期の給与等の支給額 + (前期の給与等支給額 × 基準雇用者割合 × 30%)</p>
適用対象者	青色申告をしている法人もしくは個人事業主	
税額控除額	$(\text{給与等支給額} - \text{基準年度の給与支給額}) \times 10\%$ 但し、適用年度の法人税の10%を超える場合には、10%相当額が限度となる(中小企業者は20%が限度)	基準雇用者数 × 40万円 但し、適用年度の法人税の10%を超える場合には、10%相当額が限度となる(中小企業者は20%が限度)



両方適用可能なときは・・・ 『選択適用』!!

「所得拡大税制は給与のベースアップ」、「雇用促進税制は新規採用の推進」を要件としていますが、もし両方が適用可能となった場合は、どちらかを選択して適用することになります。

特に事前の申請が必要な雇用促進税制は注意が必要です。新規採用計画を検討されている関与先様は速やかに担当者までご相談くださいませ。

「領収書」等に係る印紙税の 非課税範囲の拡大!

経営監査
副主任 飯田 将史



現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされてきましたが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについては非課税とされることとなりました。

金銭又は有価証券の受取書とは？

A 金銭又は有価証券の受領事実を証明する為に作成する「領収証」「領収書」「レシート」等

領収書	記載された受取金額	印紙税額
売上代金に係る金銭の受取書	5万円未満	非課税
	100万円以下のもの	200円
	100万円超200万円以下	400円
	200万円超300万円以下	600円
	その他省略	その他省略
	受取金額の記載のないもの	200円



消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合の契約書、領収書の取扱い

消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が**区分記載**されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、**その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らか**となる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収書」などの第17号文書について、その**消費税額等の金額は受取金額に含めない**こととされています。

記載方法により課税 / 非課税が異なるケース

次の例は5万円以上となり印紙税は**200円**

- ・領収金額50,760円とだけ記載され、消費税に関して一切触れられていない。
- ・領収金額50,760円、消費税額等8%を含むとだけ書いてある。

次の例は5万円未満となり**非課税**

- ・領収金額50,760円、うち消費税額3,760円と記載。
- ・税込価格(又は、領収金額)50,760円、税抜価格47,000円と記載。
- ・商品代金(又は、本体価格)47,000円、消費税額3,760円、合計50,760円と記載。

免税事業者の場合は区分記載をしても総額が受取金額と判定されます。

印紙税を誤って納付したときは・・・

印紙税を納付する必要がない文書に誤って収入印紙を貼って印紙税を納付したり、印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼って印紙税を納付した場合には、その文書を**過誤納となったそのままの状態**で所轄税務署に持参し、一定の手続をとることによって、印紙税の還付を受けることができます。



儲ける仕組みをつくる
フレームワークの教科書

著者：川上 昌直
 出版社：かんき出版

作本将盛の
オススメビジネス書!



「新しいビジネスモデルを生み出す」「既存のビジネスモデルをリニューアルする」これらの必要性を感じていても、実際に着手するとなると、何から取り掛かればよいかわからず、途方に暮れるケースがあることと思います。

本書では、多くの成功事例と失敗事例を用いて、**結果を出せるビジネスモデル**を分析し、それを構築するツールとして「9つの質問によるフレームワーク」を提示しています。このフレームワークの質問に全て答え、且つ、9つの回答それぞれが整合することが、ビジネスモデルとしての最低条件としています。著者は、厳しい市場環境において売れる商品やサービスを提案するために重要なポイントとして、「顧客の解決すべき用事を把握すること」と定義付けを行い、本書の中で次のように記述しています。
「顧客は商品など買ってない。顧客は何らかの状況で、自分の「用事を片付ける」為に、製品を「雇う」。
 そして、既存の製品では未解決の用事があり、それが耐えられない顧客は、それを解決する**代替案を雇う**。
 たとえば、自販機で販売されている120円のペットボトルは「のどの渇きを潤す」という用事を片付ける為に「雇われたもの」であり、その用事を最もうまく解決するのが、ペットボトルの水だから、それが120円で雇われたということ。高級ブランド商品であれ、家電製品であれ同じことです。中小企業庁が発表する会社の倒産要因の統計データによれば、7割以上が「**販売不振**」によるものと発表されています。
 「販売不振」とは、そのまま「**儲ける仕組みの陳腐化**」を意味します。顧客にとって価値ある提案をする為のキッカケ作りとして、本書を用いて「儲けるための仕組み」を作るプロセスを是非体感してみたいかがでしょうか。

New Face



4月1日付で入社致しました、鈴木 貴理(スズキ タカシ)です。
 3月31日に東京の大学を卒業し、地元である石川県で、木村経営ブレインの一員として働くこととなりました。新社会人として、そして会計人としての日々は、私にとって大変新鮮であり、頼りになる先輩方の力をお借りしつつ、毎日様々な経験をさせて頂いております。このような恵まれた御縁を頂けたことに感謝しつつ、学ぶことに対する貪欲さを忘れることなく、日々精進していきたいと考えております。一日でも早く、お客様のお役に立つことが出来る様、精一杯頑張りたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

【趣味】野球観戦 【性格を一言で】生真面目
 【座右の銘】日進月歩 【好きな歌手】中島みゆき

4月1日付で入社致しました、廣瀬智美(ヒロセ トモミ)です。大学では法学を専攻し、この春晴れて新社会人となりました。まだまだ慣れない社会人生活ですが、日々多くのことを学び、1日も早く成長してお客様のお役に立てる様、精一杯努力したいと思います。また、仕事を通じて、会計人としても、一人の人間としても、大きく成長出来たらと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

【趣味】料理、読書、エレキギター演奏
 【性格を一言で】石橋を叩いて叩いて叩き壊す性格
 【好きな作家】太宰治、夏目漱石、芥川龍之介、中原中也...等
 【座右の銘】やればできる!



編集後記

風薫る新緑の季節、皆様におかれましてはお変わりございませんか。ゴールデンウィークも終わり、新年度の疲れが出てくる頃ではないでしょうか。朝晩の気温の変動も、このところ激しく、体調も崩しやすいと言われておりますので、時には体も心もゆっくりと休み、五月病などにかからぬ様、ご自愛下さい。 **鷲田**

【発行人】木村 岳二 【編集責任者】飯田 将史
 【編集者】由井 雅代、竹田 佳孝、長野 真衣子、鷲田 咲子、廣瀬 智美